国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員に関する細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員に関する細則を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
別表（第２条関係）	別表（第２条関係）	

現行

別表（第２条関係）

番号	教育研究組織	職等
1	グローバルイノベーション研究機構	スーパー教授及びキャリアチャレンジ教授
2	国立大学法人東京農工大学組織運営規則第４条第２項、第５条第１項並びに第６条第１項及び第３項に定める組織及び施設	エグゼクティブ・プロフェッサー

改正

別表（第２条関係）

番号	教育研究組織	職等
1	グローバルイノベーション研究機構	スーパー教授及びキャリアチャレンジ教授
2	国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第４条第２項、第５条第１項並びに第６条第１項及び第３項に定める組織及び施設	エグゼクティブ・プロフェッサー
3	組織運営規則第４条第２項、第５条第１項並びに第６条第１項及び第３項に定める組織及び施設	テニュアトラック教員（テニュア付与後の職を含む。）
4	国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程（以下「教員任期規程」という。）別表第７号から第９号までに定める施設	教員任期規程別表第７号から第９号までに定める職（無期労働契約に転換した後の職を含む。）
5	組織運営規則第６条第１項に定める施設	教授、准教授、講師、助教及び助手（前号に定める職を除く。）のうち、年俸制給与の適用について同人が希望し、かつ、学長が認めた者

改正理由

附　則（細則第６号）

この細則は、平成 27 年４月１日（以下「施行日」という。）から施行し、別表第３号及び第４号の規定については、次に掲げる者に適用するものとする。

⑴ 施行日以降に採用される者（別表第３号に規定する職については、平成 26 年 12 月 15 日以前に開始された公募の職を除く。）

⑵ 施行日の前日から引き続き在職する者のうち、年俸制給与の適用について同人が希望し、かつ、学長がそれを認めた者